

選挙第147号  
令和6年7月23日

## 決 定 書

京都府福知山市  
異議申出人 土佐博幸

審査庁  
福知山市選挙管理委員会  
委員長 氷上正喜  
(選挙管理委員会事務局長  
塩見史明)

上記異議申出人（以下「申出人」という。）が令和6年6月24日に提起した令和6年6月9日執行の福知山市議会議員補欠選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、福知山市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

本件異議の申出を棄却する。

### 1 事案の経緯

本件選挙は、現職の市議会議員が令和6年6月9日執行の福知山市長選挙（以下「市長選挙」という。）に立候補するため、令和6年4月9日付けで議員辞職を行ったことにより議員定数に1名の欠員を生じたことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第113条第3項の規定により、市長選挙との同時選挙として実施されたものである。

選挙立会人（法第67条に規定する「開票立会人」と同義。以下同じ。）が出席する本件選挙の選挙会において、最高得票数9,550票を獲得した候補者を当選人として決定し、申出人については9,421票の得票であったことから落選となった。

申出人は、この結果を不服として法第206条第1項の規定により、令和6年6月24日付けで当委員会に本件異議の申出を行ったものである。

### 2 異議申出の趣旨及び理由

#### (1) 趣旨

本件選挙において当選者と次点になった申出人が当該結果について、『申出人の票』、『申出人の氏名に類似する候補者の票』及び『無効票のうち白票

以外の票』を再開披点検することで、当選効力に影響する可能性があるとして異議申出したものである。

(2) 理由

ア 申出理由 1

福知山市選挙管理委員会が発表した本件選挙の無効票数が、1,912票であり、これだけ多くの票が無効票とするのは異常である。

イ 申出理由 2

公職選挙法第67条では投票の効力について定めており、投票した選挙人の意思が明白であればその投票を有効とするようにしなければならない。

ウ 申出理由 3

最高裁判例では『二人の候補者氏名を記載し無効とする場合、いずれの候補者を記載したか判断しがたい場合に限るべきであって、同法第68条に該当する無効のものでない限り、いずれかの氏名に最も近い記載のものはその候補者の票と認め、合致しない記載は誤った記憶によるものか、単なる誤記になるものかと解するを相当とすべきである。』と判示しており、さらに、『誤記か混記か不明な場合は無効とするほかないという見解は、いたずらに無効票を多くするものであり、同法第67条の精神にそぐわない結果を招来する』とも判示している。

エ 申出理由 4

福知山市選挙管理委員会が無効とした1,912票のうち、白票以外の無効票には、有効となるべき票が含まれている可能性がある。

オ 申出理由 5

以上、疑問票及び無効票の有効無効を改めて判断することにより、当選の効力に影響を与える可能性が高いため、本異議申出に及んだものである。

3 申出人による口頭意見陳述について

(1) 申出人による口頭意見陳述

趣旨としましては、今回、異議申立ての方で、本件選挙において、当選者と次点になった異議申出人が当該結果について、「申出人の票」、「申出人の氏名に類似する候補者の票」及び「無効票のうち、白票以外の票」を再開披点検することで、当選効力に影響する可能性があるとして異議申出をさせていただいた次第であります。

要望といたしまして、福知山市選挙管理委員会が無効とした1,912票のうち、白票以外の無効票には、有効となるべき票が含まれている可能性があり、疑問票及び無効票の有効無効を改めて判断することにより、当選の効力に影響を与える可能性が高いため、改めて、再開披点検を切望いたします。

(2) 申出人から審査庁への質疑

なし

(3) 審査庁から申出人への質疑

疑問票及び無効票の処理手順についてあらためて申出人に対して説明を行った。

特に、無効票については、法の規定に基づいて無効理由ごとに分類し、選挙立会人及び開票管理者の決定を受けていることを説明した。

#### 4 決定理由

当委員会は、本件選挙の開票事務の正確性、公正性及び迅速性を確保するため、開票事務従事者に対して開票事務説明会を令和6年6月4日に開催した。

その内容は、開票事務マニュアル等に基づき、開票事務の手順、各担当の事務概要、票の分類の方法等の周知徹底を図るとともに、その重要性を認識させるものであり、細心の注意を払い、万全を期して開票作業に当たったところであるが、申出人から令和6年6月24日付けで本件異議の申出がなされた。

当委員会は、令和6年6月26日付けでこれを受理し、その申出に基づき、申出人から口頭による意見陳述及び申出人への質疑等を行い、慎重かつ厳正に審理した結果、次のとおり判断した。

##### (1) 無効事由について

本件選挙における無効票の無効事由の内訳は、以下のとおりである。

ア 候補者ではない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの58票（法第68条第1項第2号を根拠とする。）

イ 2人以上の候補者の氏名を記載したもの6票（法第68条第1項第4号を根拠とする。）

ウ 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの4票（法第68条第1項第6号を根拠とする。）

エ 白紙投票1, 161票

オ 単に雑事を記載したもの426票

カ 単に記号、符号を記載したもの257票

以上、合計で1, 912票となる。

上記のうち、エ 白紙投票については何も記載されていない票であるから有効票とはなりえず、オ 単に雑事を記載したもの及びカ 単に記号、符号を記載したものについても、候補者氏名とは異なることが記載された票であるから、やはり有効票とはなりえない。

同様に、候補者ではない者又は候補者となることができない者の氏名を記載したものについても本件選挙の候補者とは異なる者の氏名が記載されているものであるから有効票とはなりえない。

2人以上の候補者の氏名を記載したものと及び候補者の氏名のほか、他事を記載したものについても法第68条第1項第4号及び第6号の規定により無効と分類せざるを得ないものであり、やはり有効票とはなりえない。

よって、再度点検を行ったとしても、申出人の主張する『当選の効力に影響を与える可能性が高い』とは到底判断できないものであると言わざるを得ない。

##### (2) 申出理由1について

申出人が、いかなる選挙との比較をもって本件選挙における無効票数を『異常』と主張しているかは不明であるが、直近の市議会議員補欠選挙である平成14年7月28日執行の市議会議員補欠選挙（以下「前回補選」とい

う。)における無効票数は、1,921票となっており、本件選挙とほぼ同数となっている(書証1及び書証2)。

また、無効票の率について比較すると、前回補選は7.90パーセントであり、本件選挙は6.34パーセントと前回補選よりもむしろ低下している。

以上のとおり、条件を同じくする前回補選と無効票数及び無効票の率を比較しても、本件選挙における無効票数について、申出人が主張するような『異常』な数と主張する理由は全くない。

(3) 申出理由2について

申出人は、法第67条の規定を根拠に、あたかも無効票の中に有効票が混入しているかのような主張を行っているが、法第67条は、法第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないという至極当然のことを規定しているだけであり、本件選挙の開票作業においても、選挙人の意思が読み取れる限り極力有効票として分類し、明らかに法第68条に規定する無効事由に該当する票のみを無効票として分類を行ったものである。

よって、申出人の主張するような、あたかも無効票の中に有効票が混入しているかのような主張は、そもそも何らの根拠もないものである。

さらに、法第67条は、投票の効力について、選挙立会人の意見を聴き、開票管理者(本件選挙においては、選挙長を兼ねる。)が決定しなければならないと規定しており、本件選挙における無効票についても、法第68条に規定する無効事由ごとに分類を行い、選挙立会人及び開票管理者の決定を受けていることから、法手的には何らの瑕疵もないものといえることができる。

(4) 申出理由3について

申出人が引用している最高裁判例(以下「最高裁判例」という。)は以下のものと考えられる。

ア 昭和31年(オ)第1024号・同32年9月20日最高裁第2小法廷判決(当選の効力に関する決定取消請求事件)から一部抜粋

イ 昭和34年(オ)第20号・同34年2月20日最高裁第2小法廷判決(当選無効請求事件)から一部抜粋

当該最高裁判例における争点は、氏名の類似した候補者に係る投票について、いずれの候補者に対して投票されたものか判別しがたいような場合において、当該投票が有効か無効かを争われたものであり、いずれの候補者氏名か判別しがたいからといって投票者の意思を汲み取ることなく、当該票を一律に無効票とすることは、法第67条の精神にそぐわないとされているものである。

本件選挙の候補者3名の氏名は、得票順に水谷(みづたに)タツヤ、土佐(とさ)ひろゆき、金沢(かなざわ)えい子(こ)であり、申出人の引用する最高裁判例の争点となった氏名の類似性は、いずれの候補者とも存在しない。

したがって、本件選挙における3名の候補者氏名に類似性がない以上、申出人の論拠となっている最高裁判例は、主張の論拠とはなり得ないものであると言わざるを得ない。

(5) 申出理由 4 について

前述(3)のとおり、法の規定に従い、選挙立会人の意見を聴き、開票管理者の決定を受けたものであり、申出人の主張は何らの根拠もないものである。

(6) 申出理由 5 について

申出人は『疑問票及び無効票の有効無効を改めて判断することにより、当選の効力に影響を与える可能性が高い』と主張するが、そもそも開票の結果が出た段階において、疑問票が疑問票のまま残されていることはなく、既に有効票か無効票かのいずれかに振り分けられてしまっているものである。

その振り分けの際に、法第67条の規定により、選挙人の意思が読み取れる票については極力有効票として分類し、明らかに法第68条に規定する無効事由に該当する票のみを無効票として分類を行ったところである。

よって、疑問票については、既に有効票又は無効票にそれぞれ分類されてしまっているものであるから、申出人の主張する疑問票の有効無効を改めて判断するなどということは、もはや疑問票が疑問票として存在していない以上、そもそも不可能であると言わざるを得ない。

また、無効票についても、法第68条に規定する無効事由に明らかに該当するもののみをもって無効票と分類しており、無効票の中に有効票が混入しているかのような申出人の主張は、そもそも何らの根拠もないものである。

## 5 結語

本件選挙における開票作業においては、多くの開票事務従事者、開票管理者及び3人の選挙立会人が投票用紙を1票ずつ確認しており、本件選挙において申出人と当選人はもとより、その他の候補者氏名に類似点は何ら認められないものであったことから、票の混同等が発生する可能性は極めて低い状況であったと言わざるを得ない。

加えて、無効票の判定に当たっては、法に基づき、選挙立会人の意見を聴いて、開票管理者による決定を受けており、当該決定の際に、有効及び無効の判定で意見の食い違い等の問題が生じるような判定もなかった。

よって、開票事務従事者による開票事務及び選挙立会人による立会いは、最終点検者として適正に行われており、当選の効力に影響を及ぼす事務の誤りは存在していない。

以上のことから、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和6年7月23日

福知山市選挙管理委員会委員長 氷 上 正 喜

## 教 示

この決定に不服のある場合は、法第206条第2項の規定により、この決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で京都府選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

## ○公職選挙法（昭和25年法律第100号）

（開票の場合の投票の効力の決定）

第六十七条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当つては、第六十八条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

（無効投票）

第六十八条 衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 公職の候補者でない者又は第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十七条の二、第八十八条、第二百五十一条の二若しくは第二百五十一条の三の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの
- 三 第八十六条第一項若しくは第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体で同条第一項各号のいずれにも該当していなかつたものの当該届出に係る候補者、同条第九項後段の規定による届出に係る候補者又は第八十七条第三項の規定に違反してされた届出に係る候補者の氏名を記載したもの
- 四 一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの
- 五 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの
- 六 公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 七 公職の候補者の氏名を自書しないもの
- 八 公職の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

### 2及び3 略

（補欠選挙及び増員選挙）

第百十三条 衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けた場合において、前条第一項から第五項まで、第七項又は第八項の規定により、当選人を定めることができるときを除くほか、その議員の欠員の数が次の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わせなければならない。ただし、同一人に関し、第百九条又は第百十条の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

- 一 衆議院（小選挙区選出）議員の場合には、一人に達したとき。
- 二 衆議院（比例代表選出）議員の場合には、第百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。
- 三 参議院（比例代表選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）の場合には、第百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。
- 四 参議院（選挙区選出）議員（在任期間を同じくするものをいう。）の場合には、通常選挙における当該選挙区の議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。
- 五 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて二人以上に達したとき。ただし、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。

- 六 市町村の議会の議員の場合には、第一百十条第一項にいうその当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは、議員の定数)の六分の一を超えるに至ったとき。
- 2 第一百十一条第三項の規定による通知を受けた場合においては、当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日を告示し、増員選挙を行わせなければならない。
- 3 参議院議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の議会の議員の欠員の数が第一項各号に該当しなくても、次の各号の区分による選挙が行われるときは、同項本文の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。ただし、次の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に(市町村の議会の議員の選挙については、当該市町村の他の選挙の期日の告示の前十日以内に)当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が第一百十一条第一項第一号から第三号までの規定による通知を受けたときは、この限りでない。
- 一 参議院(比例代表選出)議員の場合には、在任期間を異にする比例代表選出議員の選挙が行われるとき。
- 二 参議院(選挙区選出)議員の場合には、当該選挙区において在任期間を同じくする選挙区選出議員の再選挙又は在任期間を異にする選挙区選出議員の選挙が行われるとき。
- 三 地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区(選挙区がないときは、その区域)において同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき。
- 4 前項の補欠選挙の期日は、同項各号の区分により行われる選挙の期日による。
- 5 第一百十条第六項の規定は、第三項第三号の規定による地方公共団体の議会の議員の補欠選挙について準用する。
- (地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)
- 第二百六条 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第一百一条の三第二項又は第一百六条第二項の規定による告示の日から十四日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。
- 2 前項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は第二百十五条の規定による告示の日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。
- (地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て)
- 第二百六条 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙においてその当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者は、第一百一条の三第二項又は第一百六条第二項の規定による告示の日から十四日以内に、文書で当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に対して異議を申し出ることができる。
- 2 前項の規定により市町村の選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある者は、その決定書の交付を受けた日又は第二百十五条の規定による告示の日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。
- (決定書、裁決書の交付及びその要旨の告示)
- 第二百五条 第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出に対する決定又は第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立てに対する裁決は、文書をもってし、理由を附けて異議申出人又は審査申立人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

(行政不服審査法の準用)

第二百十六条 第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出については、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九条第四項、第十一条から第十三条まで、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)及び第四項、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第三十条第二項及び第三項、第三十一条(第五項を除く。)、第三十二条第一項及び第三項、第三十三条、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条(第六項を除く。)、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項(審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。)、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項並びに第五十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第十一条第二項及び第四十四条の規定を除く。)中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二百二条第一項又は第二百六条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「審査庁」と、同法第三十条第三項中「審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人」とあるのは「参加人」と、「審査請求人及び処分庁等に、それぞれ」とあるのは「異議申出人に」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「審理関係人(異議申出人及び参加人をいう。以下同じ。)」と、同法第三十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

2 第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立てについては、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九条第四項、第十一条から第十三条まで、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)及び第四項、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条第一項本文、第二項及び第五項、第三十条から第三十三条まで、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条(第六項を除く。)、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項(審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。)、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第五十二条第一項並びに第五十三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定(同法第十一条第二項及び第四十四条の規定を除く。)中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「処分庁等」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と、同法第九条第四項中「審査庁」とあるのは「公職選挙法第二百二条第二項又は第二百六条第二項の審査の申立てを受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)」と、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「審査庁」と、同法第二十九条第一項中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申立てがされたときは、第二十四条の規定により当該審査の申立てを却下する場合を除き、速やかに」と、同法第三十一条第二項中「審理関係人」とあるのは「審理関係人(審査申出人、参加人及び当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会をいう。以下同じ。)」と、同法第三十八条第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあっては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「審理手続を終結したとき」と読み替えるものとする。

## ○行政不服審査法(平成26年法律第68号)

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第四十五条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

- 2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。
- 3 審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。